

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（平成 29 年 4 月 26 日国住備第 14 号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱</p> <p style="text-align: right;">平成29年4月26日 国住備第14号 住宅局長通知</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和6年3月29日国住備第468号</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>（対象額）</p> <p>第4条 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業における改良に係る対象額は、次の各号に掲げる費用（以下、この条において「改良に係る費用」という。）のうち、地方公共団体が改良を行う者に対し補助する額（改良に係る費用の3分の2に相当する額を限度とする。）とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（削除）</p> <p><u>九 安否確認のための設備の改修工事に係る費用</u></p> <p><u>十 防音・遮音工事に係る費用</u></p> <p><u>十一～十三</u> （略）</p> <p><u>十四</u> 第一号から<u>第十三号</u>までに掲げる工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む。）に係る費用</p> <p><u>十五</u> 住宅確保要配慮者居住支援法人が見守り等の居住支援を行う住宅として運営するために行う改修工事の<u>検討や実施期間中</u>に必要な当該住宅の借上げに要する費用（<u>次のイ又はロに掲げる額</u>を限度とする。）</p>	<p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱</p> <p style="text-align: right;">平成29年4月26日 国住備第14号 住宅局長通知</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和5年3月31日国住備第482号</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>（対象額）</p> <p>第4条 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業における改良に係る対象額は、次の各号に掲げる費用（以下、この条において「改良に係る費用」という。）のうち、地方公共団体が改良を行う者に対し補助する額（改良に係る費用の3分の2に相当する額を限度とする。）とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p><u>九 新型コロナウイルス感染症拡大による「新たな日常」に対応するための工事（宅配ボックス、非対面式インターホン、抗菌仕様ドアノブ、非接触型照明スイッチ、換気設備及び自動ドアの設置）に係る費用</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>十～十二</u> （略）</p> <p><u>十三</u> 第一号から<u>第十二号</u>までに掲げる工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む。）に係る費用</p> <p><u>十四</u> 住宅確保要配慮者居住支援法人が見守り等の居住支援を行う住宅として運営するために行う改修工事の<u>期間中</u>に必要な当該住宅の借上げに要する費用（<u>借上げに要する費用の月割額に3を乗じた額</u>を限度とする。）</p>

イ 1住戸につき借上げに要する費用の月割額に3を乗じた額

ロ 1住戸につき借上げに要する費用の月割額に12を乗じた額(1事業につき改修工事の検討や実施に係る住戸の借上げに要する費用の合計の月割額に3を乗じた額を限度とする。)

2 一の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅において、改良に係る費用の限度は、前項に掲げる工事に係る費用の合計額(ただし、150万円(次の表の左欄に掲げる工事を行う場合は、左欄に掲げる工事の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とする。また、前項第五号に掲げる工事において子育て支援施設の併設に係る工事を実施する場合は、一の施設につき3,000万円を加えた額とする。)を限度とする。)とする。

<u>工事</u>	<u>額</u>
<u>前項第一号から第七号までに掲げる工事を行う場合</u>	<u>300万円</u>
<u>前項第一号に掲げる工事において、エレベーターを設置する場合</u>	<u>345万円</u>
<u>前項第一号に掲げる工事において、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける改修工事を行う場合</u>	<u>600万円</u>
<u>前項第五号に掲げる工事に加えて、前項第二号、第四号又は第八号に掲げる工事を行う場合</u>	<u>それぞれの工事の限度額の合計額(600万円を超える場合は600万円)</u>

附 則
(略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(新設)

(新設)

2 一の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅において、改良に係る費用の限度は、前項に掲げる工事に係る費用の合計額(ただし、150万円(前項第一号から第七号までに掲げる工事を実施する場合は300万円とし、前項第一号に掲げる工事について、エレベーターを設置する場合は345万円、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける改修工事を行う場合は600万円とする。また、前項第五号に掲げる工事において子育て支援施設の併設に係る工事を実施する場合は、一の施設につき3,000万円を加えた額とする。)を限度とする。)とする。

(新設)

附 則
(略)

(新設)

